

○防衛省告示第百六十号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、防衛省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年八月二十九日

防衛大臣 高村 正彦

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

（一）防衛大臣の所掌に係る法第二章に定める権限又は事務（次号に掲げるものを除く。）のうち、開示請求の受付、開示の実施に係る事務及び手数料の徴収事務については、地方防衛局長及び地方防衛支局長に委任する。

（二）防衛大臣の所掌に係る法第二章に定める権限又は事務のうち、地方防衛局長の所掌に係るもの（地方防衛支局長の所掌に係るものを除く。）については地方防衛局長に、地方防衛支局長の所掌に係るものについては地方防衛支局長にそれぞれ委任する。

二 前項第一号の規定にかかわらず、防衛大臣は、同号に規定する開示請求の受付、開示の実施に係る事務及び手数料の徴収事務を行うことができる。

三 委任の効力の発生する日

平成十九年九月一日

附 則

平成十三年防衛庁告示第五十七号は、廃止する。